

指定法人業務に関する費用負担の基本的考え方について

【I. 自動車リサイクル法における前提等】

1. 自動車リサイクル法においては、自動車メーカー・輸入業者が行うASR、エアバッグ類の再資源化及びフロン類の破壊に要する費用については、リサイクル料金として自動車の所有者に負担いただく制度となっている。

リサイクル料金は、原則新車販売時に資金管理法人に預託されて安全・確実に管理運用され、自動車メーカー・輸入業者がASR等を引き取って再資源化等を行う際に自動車メーカー・輸入業者にその運用益とともに払い渡される仕組み。

2. さらに、自動車リサイクル法上、指定法人である資金管理法人・情報管理センター・指定再資源化機関（いずれも（財）自動車リサイクル促進センターが既に指定されている）の業務運営に必要な費用については、

○資金管理法人は、リサイクル料金本体とは別に、（当該リサイクル料金を預け入れる立場である）自動車所有者に資金管理業務に要する費用を請求することが可能となっている（資金管理料金：国の認可）。

※その他、中古車輸出時の返還に係る事務コストは、受益者たる申請者から返還手数料（国の認可）を徴収する仕組み。

○情報管理センターは、リサイクル料金本体とは別に、（排出者として適正な再資源化・処理の確保に必要な費用について一定の責任を持つ立場であり、かつ電子マニフェストによる解体情報を解体抹消登録・自動車重量税還付等のエビデンスとして利用する立場である）自動車所有者から、電子マニフェスト制度に係る情報管理業務に要する費用を資金管理法人経由で得ることが可能となっている（情報管理料金：国の認可）。

※その他、移動報告（電子マニフェスト）に関して、関連事業者が書面での代行入力、書面等での閲覧等を申請する場合については、受益者たる当該申請者から手数料（国の認可）を徴収する仕組み。

○指定再資源化機関は、セーフティーネット機能として様々な業務を行うが、例えば、小規模メーカー・輸入業者から委託を受けて再資源化等を行う業務（1号業務）に要する費用は当該事業者からの委託費用で賄い、自治体等への出えんなど離島・不法投棄対策事業（3～5号業務）に必要な原資については、廃車ガウ輸出や返還申請のない中古車輸出等によって結果的に生じるリサイクル料金の剰余金を活用することとなっている。

※その他、義務者たる自動車メーカー・輸入業者が不存在の場合等で自らがこれに代わって再資源化等を行う場合は、自動車所有者が負担するリサイクル料金で対応し、また、主に自治体以外の者から廃車ガラ等の再資源化等の委託を受ける場合は受益者たる当該者からの委託料金で賄う仕組み。

3. 他方、自動車メーカー・輸入業者は、新たな自動車リサイクル制度において中心的な役割を果たすべき存在として、上記指定法人業務に必要なイニシャルコスト及び一定のランニングコストを負担することについて、これまでの審議会等における議論において関係者の共通理解となっているところ。

この共通理解に基づき、すでに、資金管理や電子マニフェスト制度等に要する情報システムのプログラム構築費用と今年度までの指定法人の施行準備に要する人件費等のイニシャルコストについては、自動車メーカー・輸入業者が負担を行っている。

【Ⅱ. ランニングコストについての具体的な費用負担の考え方】

上記を踏まえ、関係者間で詳細を検討してきたところ、詳細以下のとおりと整理される。

1. 資金管理法人のランニングコスト

○自動車所有者にはリサイクル料金以外に資金管理法人に関するランニングコストを資金管理料金として負担いただくことになるが、自動車メーカー・輸入業者は、①新たな自動車リサイクル制度の中心的役割を果たすべき存在として基盤的成本を、②リサイクル料金の払渡しを受ける立場として一定のコストを負担する。

○具体的には、

- ①資金管理業務に必要な基盤的成本である人件費、施設管理費等は、自動車メーカー・輸入業者が負担
- ②情報システム機器のリース費用やメンテナンス費、外部委託費、通信費、リサイクル料金に関する普及・広報に必要な費用、といった自動車メーカー・輸入業者も便益を受ける業務に必要な費用は、自動車所有者と原則折半として自動車メーカー・輸入業者が一部負担

となり、

資金管理料金としては、上記②のうち自動車メーカー・輸入業者が負担した残りの原則折半部分に加えて

- ③リサイクル料金の預託収受に要する費用（収受事務の委託コストや収受に必要な機器のリース費用、預託確認に必要な国土交通省等からの情報の

取得に要する費用など）と資金運用に要する費用

④資金管理法の独立性・公開性の確保（資金管理業務諮問委員会や外部監査等）に要する費用が含まれることとなる。

※ただし、将来的にリサイクル料金の剰余金が離島・不法投棄対策などの必要量を超えて相当程度生じる場合には、情報システムの大規模な改造などもありうることから、上記②の費用に関して当該剰余金が充当されることについても視野に入れていくこととする。

2. 情報管理センターのランニングコスト

○自動車所有者にはリサイクル料金以外に情報管理センターに関するランニングコストを情報管理料金として負担いただくことになるが、自動車メーカー・輸入業者は、①新たな自動車リサイクル制度の中心的役割を果たすべき存在として基盤的成本を、②電子マニフェスト情報をリサイクル料金の払い渡し請求のエビデンスとして利用する立場として一定のコストを負担する。

○具体的には、

- ①情報管理業務に必要な基盤的成本である人件費、施設管理費等は、自動車メーカー・輸入業者が負担
- ②情報システム機器のリース費用やメンテナンス費、外部委託費、通信費、電子マニフェスト制度に関する関係事業者向けの普及に必要な費用、といった自動車メーカー・輸入業者も便益を受ける業務に必要な費用は、自動車所有者と原則折半として自動車メーカー・輸入業者が一部負担と整理されることになる。

※ただし、将来的にリサイクル料金の剰余金が離島・不法投棄対策などの必要量を超えて相当程度生じる場合には、情報システムの大規模な改造などもありうることから、上記②の費用に関して当該剰余金が充当されることについても視野に入れていくこととする。

※なお、電子マニフェストシステムにアクセスするための通信料については、各関係事業者は、自らの役割・義務を果たすための必要費用として負担をいただくことになる。

以 上

指定法人業務に関する費用負担の基本的考え方（まとめ図）

【イニシャルコスト】

資金管理法人 情報管理センター 指定再資源化機関	資金管理や電子マニフェスト制度等に要する情報システムのプログラム構築費用と今年度までの指定法人の施行準備に要する人件費等	自動車メーカー・輸入業者が負担
--------------------------------	--	-----------------

【ランニングコスト】

資金管理法人	①資金管理業務に必要な基盤的成本である人件費、施設管理費等 ②情報システム機器のリース費用やメンテナンス費、外部委託費、通信費、リサイクル料金に関する普及・広報に必要な費用〔自動車メーカー・輸入業者と資金管理料金で原則折半〕 ③リサイクル料金の預託収受に要する費用と資金運用に要する費用 ④独立性・公開性の確保に要する費用	自動車メーカー・輸入業者が負担 資金管理料金
情報管理センター	①情報管理業務に必要な基盤的成本である人件費、施設管理費等 ②情報システム機器のリース費用やメンテナンス費、外部委託費、通信費、電子マニフェスト制度に関する関係事業者向けの普及に必要な費用〔自動車メーカー・輸入業者と情報管理料金で原則折半〕	自動車メーカー・輸入業者が負担 情報管理料金

※ただし、将来的にリサイクル料金の剰余金が離島・不法投棄対策などの必要量を超えて相当程度生じる場合には、情報システムの大規模な改造などもありうることから、上記②の費用に関して当該剰余金が充当されることについても視野に入れていくこととする。